

(参考資料1)

第2回食品の表示制度に関する懇談会

参考資料 (各省横断事項)

(1) 食品の期限表示について	・・・ 1
(2) 食品表示に関する監視体制の現状	・・・ 2
(3) 食品表示制度における是正措置等の比較	・・・ 3

平成14年6月28日

厚生労働省 農林水産省 公正取引委員会

(1) 食品の期限表示について

	消費期限		品質保持期限又は賞味期限	
	食品衛生法	JAS法	食品衛生法	JAS法
表示対象 (概念)	製造又は加工日を含めておむね5日以内の期間で、品質が急速に劣化しやすい食品に表示。		期限表示を表示する食品であって消費期限を表示する食品以外の食品に表示。	
定義	定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の食品又は添加物の劣化に伴う衛生上の危害が発生するおそれがないと認められる期限を示す年月日 (1)	容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、摄取可能であると期待される品質を有すると認められる期限 (2)	定められた方法により保存した場合において、食品又は添加物のすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日 (1)	容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、その製品として期待されるすべての品質特性を十分に保持しうると認められる期限 (2)
両法の関係	JAS法の消費期限と食品衛生法の消費期限とは同一の意義。 (3)		<ul style="list-style-type: none"> 食品衛生法（品質保持期限 賞味期限） 品質保持期限と同一の期限を示す文字として「賞味期限」を規定。 (4) JAS法（賞味期限 品質保持期限） 「賞味期限（品質保持期限）」と規定。 (2) <p>JAS法の賞味期限及び品質保持期限と、食品衛生法の品質保持期限及び賞味期限とは同一の意義。 (3)</p>	
設定方法	期限設定は、食品の特性等に応じて、微生物試験や理化学試験及び官能検査の結果等に基づき、科学的・合理的に行う (5)	期限の設定に当たって製造業者等は、食品の特性に応じて、理化学試験、細菌試験、官能試験等を行うとともに、これまでの経験や知識等を有効に活用することが必要。 (3)	同左（食品衛生法欄）	同左（JAS法欄）

1：食品衛生法施行規則第5条第1項第1号イ

2：加工食品品質表示基準第2条

3：「飲食料品及び油脂の日本農林規格及び品質表示基準の日付表示に係る事項の改正について」(平成7年2月17日付け7食流第392号通知)

4：「食品衛生法施行規則第5条第1項第1号口及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令第7条第2項第2号ホの厚生労働大臣が定める文字」(平成7年厚生省告示第19号)

5：「食品衛生法施行規則等の一部改正について」平成7年2月17日付け衛食第31号通知

(2) 食品表示に関する監視体制の現状

	食品衛生法	JAS法	景表法
監視する者	<p>食品衛生監視員(国・自治体職員) (求められる資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師 ・ 養成施設の課程の修了者 ・ 2年以上食品衛生行政に従事した栄養士 ・ 大学等で医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修了した者 	<p>農林水産省の職員 (独)農林水産消費技術センターの職員 都道府県の職員</p>	<p>公正取引委員会事務総局の職員 都道府県の職員</p>
人員・配置	<p>7,750名 (配置)</p> <p>国 厚生労働本省：33名(H14.6) 地方厚生局：17名(H14.6) 検疫所：264名(H14.6)</p> <p>都道府県等：7,436名(H13.3) (「都道府県等」とは、都道府県、保健所設置市及び特別区を示す。)</p>	<p>6,004名 (配置)</p> <p>国 農林水産本省：74名(H14.5) 地方農政局：90名(H.14.5) 食糧事務所等：3,286名(H14.5) (独)農林水産消費技術センター：129名(H14.5) 都道府県：2,425名(H.14.5)</p> <p>(注：人数は、立入検査の身分証明書を有する人数である。)</p>	<p>332名 (配置)</p> <p>国 公正取引委員会：51名(H13.3) (地方事務所・支所、沖縄総合事務局公正取引室を含む。)</p> <p>都道府県：281名(H13.3)</p>
具体的な監視方法	<p>食品衛生監視員が、食品等の製造所、販売所等へ立入、表示基準を満たさないものについては、口頭や文書による指導を行っている。 行政処分としては営業禁停止等が準備されている。</p>	<p>国 ((独)農林水産消費技術センターを含む。) 都道府県が、表示モニタリングを行う。 表示違反の疑いがある場合、立入検査等を行い、違反が確認された場合には指示、指導等を行う。</p>	<p>公正取引委員会、都道府県は、不当な表示が行われている疑いがある場合、事業者から事情を聴取したり、資料を収集して調査を行う。</p>

(3) 食品表示制度における是正措置等の比較

	食品衛生法	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）	不当景品類及び不当表示防止法（景表法）
法律の目的	飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。	一般消費者の選択に資し、もって公共の福祉の増進に寄与する。	公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護する。
行政による是正措置	・ 都道府県知事による営業許可の取消し、営業の禁停止 (さらに、虚偽又は誇大な表示又は広告を行った場合には、廃棄命令等のための措置)	・ 是正の指示 ・ 指示に従わない場合の改善命令	・ 公正取引委員会による違反行為に対する排除命令 ・ 都道府県知事による違反行為の取りやめの指示又は関連する公示の指示
罰則	6月以下の懲役又は3万円以下の罰金	命令に従わない場合は、自然人については1年以下の懲役又は100万円以下の罰金、法人については1億円以下の罰金	排除命令に従わない場合には2年以下の懲役又は300万円以下の罰金

JAS法の行政による是正措置及び罰則は、平成14年7月4日以降のもの